

◎新潟県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、十日町市の十日町土地改良区から次のとおり  
役員の住所が変更した旨の届出があった。

平成25年2月12日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 変更前  
監事 十日町市丑403番地 1 村山 隆義
- 2 変更後  
監事 十日町市稲荷町三丁目南 5 番地 9 村山 隆義